**亡くなられた方の住民票の除票について**

**【除票の写しを請求できる人】**

請求者自身が利害関係人であり自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や、官公庁への提出が必要な場合などに限り、請求することができます。

また、本人と同一世帯であった方でも請求者（申請者）本人が**利害関係者でないと請求できません**ので、ご注意ください。

なお、住民票の除票に亡くなられた方のマイナンバーを記載することはできません。

**【請求に必要なもの】**

・窓口に来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

・委任状（利害関係者からの依頼により代理人が請求に来る場合）

・利害関係と請求理由を裏付ける疎明資料

**〈疎明資料の例〉**

①相続手続の場合

請求者（申請者）が相続人であることが確認できる戸籍謄本など

②死亡保険金の受取の場合

請求者が受取人として記載されている保険証書など

③未支給年金や遺族年金の請求の場合

住民票の除票の写しが必要と記載された資料や請求者（申請者）と死亡者の関係がわかる書類（戸籍謄本など）

※ただし、市の住民登録情報や戸籍の情報により死亡者と請求者（申請者）の関係が確認できる場合は不要。

担当　白岡市市民課住民担当

電話　0480-92-1111

内線　137～139